第十九　肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	12組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	3組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第二十　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

［略］

第二十五　高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については令和二年度分の国庫補助金から、新令別表第十から別表第十九までの規定については令和三年度分の国庫補助金から、それぞれ適用する。

2　前項の規定により新令の規定が適用されるまでの小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の理科、算数及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十七号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第四条第三項（同法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第三号及び第五号、第六条第二号、第九条第三項、第十条第二項第三号、第十七条第一項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第一項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項第二号、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十九条の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第十九　肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	11組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第二十　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

［略］

第二十五　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

［略］